

令和 6 年 12 月

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和 6 年能登半島地震で被災された後期高齢者の皆様へ

◆保険医療機関等での医療費の一部負担金の猶予・免除は

令和 6 年 1 2 月末で終了となります◆

【対象となる方】

災害救助法の適用市町村に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※医療機関等窓口で支払い猶予を受ける際に罹災証明書の提示は不要ですが、免除となるためには罹災証明書を交付されている必要があります。

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③ 〃 の行方が不明である方

④ 〃 が業務を廃止、又は休止された方

⑤ 〃 が失職し、現在収入がない方

【対象となる医療費】

令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの間に受診した診療、調剤及び訪問看護に係る医療費

【猶予・免除を受ける方法】

保険医療機関等の受診時に、上記の対象となる方であることを申し出てください。

後日、上記①～⑤に該当するか、確認が行われることがあります。

◆保険医療機関等で支払った医療費が還付されます◆

上記の対象となる方が、医療機関等で既に医療費をお支払いされた場合、申請により還付を受けることができます。

【対象となる医療費】

令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの間に受診した診療、調剤及び訪問看護に係る医療費

【申請に必要な書類】

一部負担金等還付申請書（市町村窓口を設置）、領収書(写)、罹災証明書(写)

※罹災証明書は添付が不要となる場合があります。詳しくはお問合せください。

※還付には申請から 3 か月程度を要する場合があります。

【申請・お問合せ先】

お住まいの市町村後期高齢医療担当窓口